

国民健康保険制度改正の動向について

○大野市国民健康保険税条例の一部改正について

施行日 令和4年4月1日

◆国民健康保険税の改定

(1) 国民健康保険税の引き上げ

		改正前	改正後
医療分	所得割額	6.30%	6.85%
	資産割額	12.00%	-
	均等割額	26,400円	28,000円
	平等割額	21,000円	20,200円
後期高齢者支援金分	所得割額	1.90%	2.20%
	資産割額	3.50%	-
	均等割額	7,700円	8,800円
	平等割額	6,200円	6,400円
介護納付金分	所得割額	1.70%	2.00%
	資産割額	3.50%	-
	均等割額	9,200円	10,900円
	平等割額	5,200円	5,500円

(2) 未就学児の均等割保険税の軽減の追加

◇医療分の均等割保険税の5割軽減

世帯の未就学児に対する均等割保険税額

<改正前>

軽減なし世帯	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯
28,000円	8,400円	14,000円	22,400円

<改正後>

軽減なし世帯	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯
14,000円	4,200円	7,000円	11,200円

◇後期高齢者支援金分の均等割保険税の5割軽減

世帯の未就学児に対する均等割保険税額

〈改正前〉

軽減なし世帯	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯
8,800円	2,640円	4,400円	7,040円

〈改正後〉

軽減なし世帯	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯
4,400円	1,320円	2,200円	3,520円

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、こどもの均等割保険税を軽減する。対象は、全世帯の未就学児とし、5割を公費により軽減する。軽減分を国1/2、県1/4、市町1/4を負担する。

◆課税限度額の見直し

(1) 国民健康保険税の課税限度額の引き上げ

◇基礎課税額に係る課税限度額の引き上げ

〈改正前〉

課税限度額 63万円

〈改正後〉

課税限度額 65万円

◇後期高齢者支援金等に係る課税限度額の引き上げ

〈改正前〉

課税限度額 19万円

〈改正後〉

課税限度額 20万円

被用者保険においては、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%~1.5%の間となるように法定されている。この被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、国保税の賦課限度額については、賦課限度額超過世帯が1.5%に近づくように段階的に引き上げている。

令和4年度においては、医療給付費等の増加が見込まれる中、限度額の超過世帯割合が1.5%台となるよう引き上げることにより、中間所得層と高所得層の引き上げ幅の公平を図る。